

日時：平成30年2月28日（水）午後2時から

場所：春日井保健所 2階 講堂

| 発言者   | 発言内容  |
|---|---|
| <p>司会（春日井保健所<br/>川合次長）</p> <p>春日井保健所<br/>木村所長</p> | <p>定刻になりましたので、ただ今から「平成29年度第2回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会をさせていただきます春日井保健所次長の川合と申します。よろしく申し上げます。開会に先立ちまして、春日井保健所長の木村から御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、御多忙中のところ、尾張北部圏域保健医療福祉推進会議に、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>また、日ごろは、保健所事業を始め、この地域の保健、医療、福祉の推進に格別の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の会議は、「尾張北部医療圏保健医療計画に見直しについて」始め2件の議題を予定しております。</p> <p>また、議題以外には、報告事項といたしまして、「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」始め2件を予定しております。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、積極的に御意見を賜りたくお願い申し上げます。</p>  |
| <p>司会</p>   | <p>続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。次第、配席図、出席者名簿、愛知県圏域保健医療福祉会議開催要領、「資料1 尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」、「資料2 尾張北部医療圏保健医療計画（最終原案）見え消し」、「資料3 医療計画修正一覧表」、「資料4-1 介護保険施設等の整備計画について」、「資料4-2 介護保険施設整備の手続きについて」、「資料4-3 尾張北部圏域第6期介護保険施設等整備計画」、「資料4-4 尾張北部圏域の介護保険施設の設置状況」、「資料5 愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、「資料6 介護保険施設等の整備計画の辞退について」を準備させていただきました。不足の資料等ありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>本日の出席者についてですが、本来であれば、御出席いただきました皆様を、お一人ずつ紹介すべきところではありますが、時間の都合もありますので、お手元の配席図、出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。なお、岩倉市につきましては、1名欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱いについて御説明いたします。この推進会議の開催要領第5第1項におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。本日は、議題を2件、報告事項を2件予定しております。</p> |

が、全て公開とさせていただきます。

また、会議の内容につきましては、後日、春日井保健所のホームページに、職名及び氏名を掲載した会議録と会議資料を、掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、傍聴者であります。本日は1名同席されますのでよろしくお願い致します。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。

続きまして、議長の選出であります。開催要領第4第2項で、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっております。

僭越ではございますが、本会議の議長につきましては、事務局から御提案をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。本会議は、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、地域における意見集約の場として位置付けられたものでございます。日ごろから各分野で御尽力をいただいております春日井市医師会の福井会長様に議長の労をお取りいただけたらと思っております。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。御賛同をいただきましたので、議長を春日井市医師会の福井先生をお願いいたします。それでは、福井先生、よろしくお願い致します。

議長（春日井市医師会  
福井会長）

議長を務めます春日井市医師会の福井でございます。この会議はご案内のとおり尾張北部圏域における保健・医療・福祉に関する関係機関の連携を図ること及び関係者の御意見をお聞きすることなどを目的としております。御出席の皆様のご協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の会議につきましては、冒頭での事務局からの説明のとおり、すべて公開として進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

まずは、議題ア 「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」を、事務局から説明をお願いします。

事務局（春日井保健所  
市瀬主査）

春日井保健所 総務企画課の市瀬と申します。尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて、最初に、医療計画の見直しスケジュールとパブリックコメント及び意見照会の結果について、ご説明申し上げます。次に「医療計画の本文の主な見直し内容について、ご説明申し上げます。よろしくお願い致します。

なお、2月6日開催の医療計画の策定委員会に御出席いただいた方につきまして

は、説明が重複する部分がございますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

それでは、A3横長の、資料1「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」を御覧いただきたいと思います。最初に、左側の「1見直しスケジュールについて」でございます。まず、本日の会議は、下の方で、少し大きな文字で、四角で囲ってある、第2回尾張北部保健医療福祉推進会議、通称「圏域会議」でございます。医療計画の最終原案を提示させていただき、御議論いただいた後、県医療福祉計画課へ提出させていただく予定でございます。

本日に至る流れですが、医療計画の策定にあたって、いわゆるワーキンググループ的なものとして、尾張北部医療圏保健医療計画策定委員会を開催いたしました。当該委員会は、県内の各医療圏に設置されておりましたが、当医療圏においては、左側の表の上から2つ目のところになります。7月25日の第1回の策定委員会で医療計画の素案をお示しして、その後、委員の皆様方へ意見照会をさせていただき、御意見等を頂戴いたしました。いただいた御意見により修正いたしました内容は、9月7日開催の第1回の圏域会議で原案を御承認いただき、9月27日に県医療福祉計画課へ原案を提出いたしました。

その後、原案に対する県本庁各課からの意見や、11月6日開催の県医療体制部会等の意見を踏まえた上で再度修正し、12月15日から1月14日にかけての間に、県本庁でパブリックコメントと関係機関への意見照会を行いました。

そして、事務局で関係機関からいただいた意見による修正や、データ等の時点修正を行いまして、2月6日に第2回の策定委員会を開催させていただき、その後、さらに委員の皆様方からご意見等をいただき、修正をさせていただきました。

本日は、先ほど申し上げましたとおり、圏域会議の委員の皆様方へ、県へ最終的に提出する最終原案をお示しして、ご議論いただき、その結果を踏まえて最終的な案を県医療福祉計画課へ提出させていただきたいと思っております。

なお、提出いたしました最終的な案につきましては、3月中旬に開催されます県医療審議会から答申を受け、3月下旬に公示される予定でございます。

公示は、愛知県公報において公告されることにより行われますが、その後は、保健所において閲覧に供することになります。

次に資料右側の「2パブリックコメント及び意見照会について」でございます。

(1)実施期間、(2)実施先等をご覧ください。先ほど、スケジュールのところでも少し触れましたが、愛知県地域保健医療計画と各医療圏の医療計画について、12月15日から1月14日までの1か月間、本県の県民意見提出制度、いわゆるパブリックコメント実施要領、これは愛知県の要領に基づくものですが、記者発表や県ホームページで広報し、県民の方々から意見を募集いたしました。

また、意見照会につきましては、医療法の第30条の4第14項及び15項の規定、こちらは法律の規定に基づくものですが、関係する学識団体、三師会のことですが、それと保険者協議会、市町村に対して意見照会を行いました。

実施の結果といたしましては、尾張北部医療圏の医療計画に対しては、県民の方々からのパブリックコメントはありませんでした。そして、関係機関からの意見照会

については、計3件の意見が提出されました。がん対策、救急医療対策、病診連携等推進対策に各1件ずつでしたが、内容については、次の医療計画の変更点等の説明の際に御説明させていただきます。

次に、資料2をご覧ください。尾張北部医療圏保健医療計画（最終原案）です。また、A3の資料3 医療計画修正一覧表については、参考までにお配りさせていただきましたが、左側が9月末に県へ送付した尾張北部医療圏保健医療計画（素案）、これは第1回の圏域会議後に県へ提出したものです。これと、右側が今回提示させていただきます尾張北部医療圏保健医療計画（最終原案）となっております。新旧の対照ができる形となっております。今回の修正につきましては、内容について昨年9月に御議論いただいておりますので、時点修正や県の医療計画との整合性の確保が中心となっております。また、県の計画及び各医療圏の計画ともですが、平成31（2019）年5月に改元されることが予定されていることから、表、図などを除き、和暦の後にカッコ書きで西暦も記載とする方針が県から示されました。

それでは、これから資料2の尾張北部医療圏保健医療計画（最終原案）に沿って、項目ごとに主に変更点について説明させていただきます。なお、資料2につきましても、見え消し修正とさせていただきます。網掛けの部分が、9月の県提出時との変更部分になります。

それでは、2ページをご覧ください。第1章地域の概況でございます。ここには、尾張北部地域の概況を記載しております。2ページの下の方ですが、第3節人口及び人口動態について、平成29年10月1日現在の数値が出ましたので、2ページから4ページに渡って数値を修正しております。

次に、7ページをご覧ください。第4節 保健・医療施設でございます。平成29年10月1日現在の医療機関の状況が出ましたので、修正しております。

一枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。真ん中の表1-4-2ですが、この表は、第1回の圏域会議で提示いたしました平成28年10月1日現在のものと平成29年10月1日現在のものを見え消したものとなっております。病院数については、犬山市内に病院が1つ増えて4から5となっており、尾張北部医療圏の病院数も24から25に増えております。これは、平成29年3月9日に開院いたしました、あいちせぼね病院を反映させてのものでございます。次に、春日井市内の病床数についてですが、病床数の春日井市の欄をご覧くださいますと、計1床の減少となっております。次に2行下の段、犬山市の病床が928床から976床に48床増加しておりますが、これは先ほど申し上げましたあいちせぼね病院が開院したことによるものでございます。また、1行下の段になりますが、江南市の病床が1床減少しております。この結果、当医療圏の病床数は、昨年度に比べ46床の増床となっております。なお、ここには記載しておりませんが、前回の平成26年3月策定の尾張北部の医療計画と比べますと、全体で138床の増床となっております。大きな病床の変化としては、平成26年5月12日に開院した高森台病院の療養病床160床の新設となっております。

次に、9ページの図ですが、あいちせぼね病院を追加しております。

続きまして10ページをご覧ください。第2章第1節の「がん対策」です。現状の

上から5つ目の○についてですが、平成28年度に悪性新生物登録の届出がある医療機関が、病院が11、診療所が2となりましたので、修正しております。なお、500件以上の届出があった医療機関は、春日井市民病院、小牧市民病院、厚生連江南厚生病院となっております。次に、課題の上から3つめの○についてですが、第2期の愛知県がん対策推進計画においては、がん検診受診率を、胃がん、肺がん、大腸がんは40パーセント、乳がん、子宮がんは50パーセントとしておりましたが、第3期の愛知県がん対策推進計画においては、すべて50パーセントとすることとしましたので、そのように修正いたしました。次に、左側の「2予防・早期発見」の現状の上から3つめの○についてですが、県薬剤師会で、認定制度の見直しが行われまして、禁煙サポート薬局から、禁煙サポート薬剤師に変更となりましたので修正いたしました。

次に、11ページをご覧ください。現状の上から4つめの○についてですが、第3期の愛知県がん対策推進計画では、化学療法を薬物療法と表記しているため、整合性を図り修正しました。また、治療病院数を平成29年度調査分に時点修正しました。

続きまして、12ページをご覧ください。「5 相談支援・情報提供」についてです。先ほどパブリックコメント、意見照会等のところで触れましたが、いただいた3つの意見のうちの1つに当たります。原案では、左側の現状のところに「がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センター」と記載しておりましたが、がん相談支援センターは、がん診療連携拠点病院以外に、愛知県が指定している、がん診療拠点病院にも設置されていることから、意見のあったとおり「等」を加え、修正させていただくことにいたしました。なお、愛知県にあります、「がん診療連携拠点病院等」につきましては、お配りしております「参考資料1」の県医療計画の別表になりますが、1ページから3ページに渡りまして、記載されており、尾張北部医療圏につきましては、2ページの上から2行目に記載されております。

資料2にお戻りいただきまして、12ページの真ん中あたり、今後の方策の4つ目の○についてですが、第3期愛知県がん対策推進計画においては、小児・AYA世代、思春期世代と若年成人世代ですが、稀少がん、難治性がん等への対策が必要であり、取り組みを進めるとしておりますので、整合性を図り、追加記載しました。

続きまして、16ページをご覧ください。第2節 脳卒中対策です。「3 医療提供体制」の現状の上から3つ目の○と4つ目の○ですが、手術実施病院数や、件数について29年度の調査分に時点修正をいたしました、次の5つめの○ですが、がんと同じく、受療動向を示すために、19ページに表2-2-7、20ページに表2-2-8を追加記載いたしました。なお、当医療圏の医療圏完結率は90%を超えている状況でございます。

次に17ページにお戻りいただきまして、「(3) リハビリテーション」についてですが、回復期リハビリテーションを行う病院等について、29年度調査分に時点修正をしております。また、その右の課題の1つめの○ですが、介護原因疾患の第1位は認知症となりましたので削除しております。

次に24ページをご覧ください。第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策です。「3 医療提供体制」の3つめの○ですが、県医師会の急性心筋梗塞システムには、総合

犬山中央病院も参加をされておりますので、記載いたしました。次の○ですが、がん、脳卒中と同じく受療動向を示すために26ページに表2-3-4、27ページに表2-3-5をあわせて追加記載しました。

25ページにお戻りいただきまして、4 医学的リハビリテーションのところでは、心大血管疾患リハビリテーション実施病院に平成29年調査分では東海記念病院が新たに入りましたので追加をしております。

次に28ページをご覧ください。図の下の点線で囲まれた部分、これは在宅医療の事を示しておりますが、「かかりつけ医」の下に「かかりつけ歯科医」を追加いたしました。また、その下の薬剤師、薬局についてですが、「かかりつけ薬局」とあったのを、「かかりつけ薬剤師 薬局」と修正いたしました。

次に29ページをご覧ください。第4節 糖尿病対策です。現状の3つめの○については、調査が23、24年度と少し古いものでしたので削除いたしまして、平成28年度の愛知県生活習慣関連調査の結果を追加記載しました。次に下の方にあります「2 予防」の右側の課題の3つめの○についてです。次のページにも渡っておりますが、患者のQOLや医療費抑制の点からも、糖尿病の重症化予防については、国をあげて進められております。各自治体での重症化予防事業において、医療機関との連携を強化していくことが求められていることから、追加記載しております。次に30ページになりますが、「4 医療連携体制」について、現状及び課題の2つめの○ですが現在は行われていけませんので削除いたしました。

次に33ページをご覧ください。第5節 精神保健医療対策です。1枚おめくりいただきまして、34ページになります。右側の上から5つ目の○についてですが、認知症の早期発見等を図るためには、かかりつけ医療機関や、また、すみやかに専門の医療機関につなぐことが望ましいことから、医療機関相互の連携や、医療分野と福祉・介護分野との連携が必要であることを記載いたしました。

次に39ページをご覧ください。第6節 歯科保健医療対策です。右側の上から4つ目の○ですが、近年、歯科衛生士だけでなく、歯科技工士も不足している状況です。少子高齢化が進む中、多数歯欠損に伴う口腔機能障害を治療するためには、高度な精密技巧技術を持った歯科技工士の人材確保・育成を図る必要があるということに記載いたしました。

次に42ページをご覧ください。第3章 救急医療対策です。「3 第3次救急医療体制」の左側の1つ目の○について、資料1で説明させていただきました、パブリックコメント、意見照会等の際にいただいた3つの御意見のうちの1つに当たりますが、当医療圏のすべての救命救急センターで、熱傷の重篤な救急患者の受け入れを行っているわけではないということでしたので、誤解のないよう削除いたしました。

46ページをご覧ください。本県の救急医療体制図が更新されましたので、全面的に差し替えをいたしました。

次に51ページをご覧ください。災害時の救護班についてですが、市町の防災計画を見ますと、救護班に歯科衛生士も加わるとの記載もあることから、歯科衛生士を追加いたしました。

次に 55 ページをご覧ください。第 5 章 周産期医療対策です。「2 周産期医療体制」の 1 つ目の○についてですが、尾張北部医療圏で分娩を取り扱っていた診療所のうち江南市の 1 クリニックが、分娩を取り扱わなくなりましたことにより、修正いたしました。なお、尾張北部医療圏内で分娩を取り扱っている医療機関については、本日お配りしております参考資料 1 記載しております。

また、周産期医療対策の項目の全般的なことですが、平成 23 年に策定されました愛知県周産期医療体制整備計画は、現在、県本庁が作成している県医療計画に一本化されることになりましたが、作成中の県医療計画では、周産期としての県コロニー中央病院に関する記載が大幅に減っておりますので、それに合わせて、当医療圏の医療計画からも大幅に削除いたしました。

なお、県コロニー中央病院については、NICU 等を退院した障害児等のレスパイト入院の受入れや退院後の障害児等への医療的支援を行うことから、58 ページになりますが、周産期医療連携体系図の⑥には、引き続き記載するとともに、これらは小児医療に関するコロニーの役割でもありますことから、次の 59 ページの小児医療対策の「1 小児医療」の現状の上から 3 つ目の○の後段になりますが、レスパイト入院や在宅の重症児等の療育の支援について新たに記載することにいたしました。

次に、第 6 章 小児医療対策ですが、引き続き、59 ページをご覧ください。「1 小児医療」の 4 つ目の○です。現在、小児がん拠点病院は全国で 15 病院が指定されており、本県では名大附属病院のみとなっておりますが、小児がん対策については、国の第 3 期がん対策推進基本計画で一層の対策を求められており、成長期にあるという小児の特性を踏まえ、本人・家族に対する社会的な支援、適切な療育・教育環境等の提供など長期的な支援を図るためには、地域の医療、教育機関と連携した支援が必要になることから、記載することといたしました。

次に 62 ページをご覧ください。第 7 章 在宅医療対策です。63 ページをご覧ください。一番下の左側の○ですが、いわゆる在宅医療連携システムが平成 30 年度初めに県内すべての市町村で稼働する予定となったことから、記載を修正いたしました。なお、尾張北部医療圏においては、7 市町すべてが平成 29 年度中に運用を開始すると聞いています。また、同じく在宅医療連携システムについて、63 ページ右側の一番下から次の 64 ページにかけてですが、今後の課題として、市町村間でのシステムの互換性を確保する必要があること、また、ハードやシステムについてなどのインフラ環境は整備されつつありますが、システムの運用、利活用についても、今後幅広く行っていく必要があることを記載しました。同じく 64 ページの「今後の方針」の 4 つ目の○についてですが、医療圏内の在宅療養の情報連携・共有も大切であることから、そのことを追加記載いたしました。

次に 66 ページをご覧ください。第 8 章 病診連携等推進対策についてです。「2 具体的対応状況」の 2 つ目の○ですが、ここも資料 1 で説明させていただきました、パブリックコメント、意見照会等の際にいただいた 3 つの御意見のうちの 1 つに当たりますが、春日井市民病院で今年度から運用が開始されており、患者の診療情報の閲覧及び外来診察・機器共同利用の予約ができる、「春日井市民病院地域医療連携ネットワーク」の名称が「Tri-net かすがい」に決まりましたので、追記させていた

できました。

次に、68 ページをご覧ください。第9章 高齢者保健医療福祉対策についてです。「2 認知症高齢者対策」の右側の課題の一つ目の○ですが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、さまざまな活動を行う「認知症地域支援推進員」について記載するとともに、二つ目の○には、認知症が疑われる人とその家族を、特に初期の6か月間を目安にサポートするための専門チームである「認知症初期集中支援チーム」について記載いたしました。

次に、72 ページをご覧ください。第10章 薬局の機能強化等推進対策の第2節 医薬分業の推進対策です。下の今後の方策の2つ目の○についてです。これまでは、「かかりつけ薬局の育成のために、薬局業務運営ガイドラインを周知・普及」と記載しておりました。この薬局業務運営ガイドラインが平成5年に制定されてから特に改正がされていなかった中、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」が策定され、ここでは、「患者のため」を基本に、「医薬分業」や「かかりつけ薬剤師・薬局」について記載されており、本医療計画に記載するには、この新しい「患者のための薬局ビジョン」の方がよいのではないかと考え、この2つ目の○のところを「かかりつけ薬剤師・薬局の育成のために、患者のための薬局ビジョンを周知・普及」に修正いたしました。なお、これと合わせまして、先ほど、心血管疾患のところでも少し触れましたが、医療計画全体の話として、「かかりつけ薬局」と記載していたものは、「かかりつけ薬剤師 薬局」や「かかりつけ薬剤師（薬局）」に修正いたしました。

以上で、簡単ではありましたが、主な修正点の説明を終わります。ありがとうございました。

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

特にありませんでしたら、本議題については、最終原案を了承することとし、議長一任のもと健康福祉部へ提出するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認とさせていただきます。

では、次の議題に移らせていただきます。議題イ 「介護保険施設等の整備計画について」を事務局から説明をお願いします。

事務局（尾張福祉相談センター 猿渡次長）

尾張福祉相談センター次長の猿渡と申します。

日頃は福祉行政の推進に格別の御理解と御了力をいただきまして厚く御礼申し上げます。それでは、議題イ「介護保険施設等の整備計画について」を説明させていただきます。お手元の資料4-1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。

議長

事務局（尾張福祉相談センター 猿渡次長）



今回の整備計画につきましては、介護保険老人福祉施設の新設1件でございます。計画の内容につきましては後ほどご説明いたしますが、その前に介護保険施設整備の手續について説明させていただきますので、1枚おめくりいただき、資料4-2をご覧ください。本県では介護保険施設など入所型施設の設備については、平成29年度までを計画期間といたします第6期高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠を設定しております。

そして整備を行う場合はこの圏域会議での承認が必要であるため、設置予定者から事前に相談をしていただくことになっております。今回は4の必要な施設種別のうち、(1)介護老人福祉施設について事前相談があったものでございます。すぐ上の3でございます事前協議の流れについてですが、まず(1)事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聞きし、(3)の研究会等を開催いたしまして、圏域における調整を行うことになっております。その後、圏域会議で意見をお聞きしたのち、会議の結果を事前相談票提出者に通知することになっております。

次に1枚おめくりいただきまして、資料4-3の尾張北部圏域第6期介護保険施設等整備計画をご覧ください。この表は1から4までの施設種類ごとにそれぞれの表に29年9月末の定員数、整備目標、必要数すなわち整備枠を記載しております。

今回相談がありました、1番上の「1 介護老人福祉施設」のこの圏域における整備枠は、この表の右から2つ目の欄でございますが、平成29年度につきまして56名となっております。平成29年の整備枠は56名でございます。なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた資料4-4のとおりでございます。これは施設の種別、市町別に定員を記載しております。

資料4-1にお戻りいただきしたいと思います。今回事前相談のありました整備計画の内容でございますが、介護老人福祉施設について1件でございます。社会福祉法人たんぼ福祉会からのもので、江南市内での新設、整備予定定員は56名、開所予定は平成32年5月でございます。この計画は先ほどご説明いたしました第6期整備計画の平成29年度の整備枠56名の範囲内でありまして、平成30年1月23日に開催いたしました圏域研究会におきまして、圏域内の全市町から了承が得られておりますことから、承認が適切と考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

特にならなければ、本議題については承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認とさせていただきます。

次に「(2) 報告事項」に移らせていただきます。「報告事項ア 愛知県地域保健医療計画別表の更新について」事務局から説明をお願いします。

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>事務局（春日井保健所<br/>市瀬主査）</p> | <p>春日井保健所総務企画課の市瀬と申します。</p> <p>資料5をご覧ください。「愛知県地域保健医療計画別表に更新について」でございます。この「別表」は、愛知県地域保健医療計画の別冊という形で添付されているものです。5疾病5事業について必要とされる医療機能を明らかにし、その機能を担う医療機関名を掲載しているものでございます。今回は、周産期医療に係る実態調査及び毎年行っております愛知県医療機能情報公表システムの調査結果等に基づいた修正事項を報告させていただくものです。</p> <p>資料5の1ページをご覧ください。「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名の更新です。上段の変更後の表の、回復期リハビリテーション病棟の届出病院の欄ですが、春日井リハビリテーション病院を回復期リハビリテーション病棟の届出病院として記載するとともに、回復期リハビリテーション病棟の届出をしていませんが、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院として、さとう病院を追加記載いたしました。</p> <p>次に2ページをご覧ください。「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関名の更新です。東海記念病院を「循環器系領域における治療病院」から削除するとともに、心大血管疾患リハビリテーション実施病院として追加いたしました。</p> <p>次に3ページをご覧ください。「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名の更新です。分娩を実施している医療機関から総合犬山中央病院を削除するとともに、おおわきレディースクリニックについて、分娩を実施しなくなったことから、健診のみを実施している医療機関に記載いたしました。また、名古屋徳洲会総合病院、産科・婦人科七原、若山産婦人科医院について、健診のみ行っている医療機関から削除いたしました。説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p>                   | <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。もしないようでしたら、次に移らせていただきます。「報告事項イ 介護保険施設等の整備計画の辞退について」事務局から説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局（尾張福祉相談センター 猿渡次長）</p> | <p>尾張福祉相談センター次長の猿渡と申します。</p> <p>報告事項イでございます「介護保険施設等の整備計画の辞退について」ご説明いたします。資料6をご覧ください。平成28年度の第2回圏域会議で承認されました小牧市における介護老人保健施設の整備計画につきまして、小牧市から整備辞退届が提出されましたのでご報告いたします。これは小牧市が公募を行ったところ、応募事業者がなく、当所の計画に基づく整備推進ができなくなったため、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領の規定に基づきまして整備辞退届が提出されたものでございます。</p> <p>なお、先ほど議題の説明の際に見ていただきました資料4-4の尾張北部圏域の介護保険施設の設置状況でございますが、これにつきましては、今回の辞退届を反映させたものとなっております。説明は以上でございます。</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 議長                    | <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。もしないようでしたら、議事はこれで終了します。次に、「4 その他」ですが、事務局から何かございますか。</p>   |
| 事務局（春日井保健所<br>鈴木課長補佐） | <p>春日井保健所総務企画課の鈴木でございます。</p> <p>資料はありませんが、病床整備計画について報告させていただきます。今年度の病床整備計画の公募期間は、8月14日から9月1日までで、計2件の申請がありました。新たな病床の整備にあたりましては、各構想区域に設置された地域医療構想推進委員会で意見を聴くこととされており、尾張北部構想区域では、10月に臨時で地域医療構想推進委員会を開催しました。</p> <p>この会議におきまして、委員の皆様方から、尾張北部医療圏では回復期の病床が不足している状況は認められないこと、看護師等のスタッフの確保等について混乱が生じる恐れがあるなどの不安があることなどの意見が出されました。病床整備計画書に地域医療構想推進委員会の先ほどの意見を付して、県へ送付しました。</p> <p>県では、11月6日の県医療審議会医療体制部会、11月29日の県医療審議会の議題にも取り上げられ、尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会の意見を尊重するということとなり、保健所を経由して、計画者に対しまして、病床整備計画は認められないとの結果を伝えました。病床整備計画につきましては、現在このような状況でございます。</p> <p>また、愛知県の地域保健医療計画に記載をされる基準病床数につきましては、去る2月14日に開催されました愛知県医療審議会の医療体制部会におきまして、平成30年度からの数字が示されました。これに関しまして医療法に基づき2月16日付けで知事から愛知県医師会を始め関係団体及び市町村に、意見照会がされております。この中で、当尾張北部医療圏の基準病床数は、従来の5,412床から687床減床の4,725床となっております。基準病床数の算定は、国の示した算定式によるものですが、大幅な数値の変更もありますことから、保健所からも県の所管課である医療福祉計画課に対して、数値の変動要因等についての説明をお願いしているところでございます。</p> <p>県の医療福祉計画課から説明があり次第、委員の皆様にも情報提供をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> |
| 議長                    | <p>それでは、以上をもちまして、本日予定されていた議事等は全て終了しました。議事の進行に御協力ありがとうございました。事務局にマイクをお返しします。</p>  |
| 司会                    | <p>ありがとうございました。本日の会議の結果につきましては、事務局から県の健康福祉部へ報告させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>   |